参考資料 識見の具体例

区分	必要な資格要件	員 数	備 考	識見を有する者の例に関する参考資料
評議員	社会福祉法人の適正な運営に必要な	全 員	○ 法人において適正な手 続により選任されている 限り、制限を受けるもの	◆留意事項Q&A「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」
第 39 条	識見を有する者		ではない。	→裏面参照
	①社会福祉事業の 経営に関する識	1名以上	○ 法人において適正な手 続により選任されている 限り、制限を受けるもの	
	見を有する者		ではない。	
理 ★ 344 項 条 第 4 項	②当該社会福祉法 人が行う事業の 区域における福 祉に関する実情 に通じている者	1名以上	○ 法人において適正な手 続により選任されている 限り、制限を受けるもの ではない。 ○ 右の記載は例示であっ て、それらに限定される ものではなく、また、必ず 含まれなくてはならない ものではい。	◆審査要領第3の(2) (2)「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。 ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員 イ 民生委員・児童委員 ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等 エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者 オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者
	③施設の管理者	1名以上	○ 複数の施設を設置している場合は、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。(◆留意事項Q&A問35)	◆留意事項 Q & A 間 39 - 6 (問) 理事の構成について、「施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。 (答) 1. 原則として、法第 62 条第 1 項の第 1 種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第 2 種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取り扱うこととする。 2. また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当であること。
	①社会福祉事業に ついて識見を有 する者	1名以上	○ 法人において適正な手 続により選任されている 限り、制限を受けるもの ではない。 ○ 右の記載は例示であっ て、それらに限定される ものではなく、また、必ず 含まれなくてはならない ものではい。	◆審査要領第3の(1) (1)「社会福祉事業について識見を有する者」は例えば、次のような者が該当すること。 ア 社会福祉に関する教育を行う者 イ 社会福祉に関する研究を行う者 ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験 を有する者 エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営 を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
監事 ◆法 第 44 条 第 5 項	②財務管理につい て識見を有する 者	1名以上	○ 続いまするのでは、	◆審査基準第3の4の(5) (5)監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。 ◆留意事項Q&A問37 (問)監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。 (答) 1. 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。 2. 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

	htt:
問	答
問 17 当該法人の職員であった者は評議員となる ことができるか。	1. 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、 退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当 である。
問 18 当該法人の経営について理解している地域 住民は評議員となることができるのか。	1. 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者」として適正な手続により選任されている のであれば、評議員となることは可能である。
問 19 評議員は当該法人のある地域に居住する者 に限定されるのか。	1. 居住地等の地域による制限はない。
問 21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理 士、顧問会計士は評議員となることはで きるか。	1. 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。 2. このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。
問22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直し)」において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。	 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。 このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たる場合には、評議員に選任することは適当でない。
間 23-2 嘱託医は評議員になることは可能か。	1. 改正法第40条第2項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。 2. また、記帳代行や税理士業務等を行う者や顧問弁護士・会計士・税理士法人で助言にとどまらず法人経営にも関与している者を評議員に選定することは適当ではない。 3. 一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。

◆法	社会福祉法 (昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号)
◆審査基準	平成 12 年 12 月 1 日「社会福祉法人の認可について」(局長通知) 別紙 1 「社会福祉法人審査基準」
◆審査要領	平成 12 年 12 月 1 日「社会福祉法人の認可について」(課長通知) 別紙「社会福祉法人審査要領」
◆留意事項Q&A	平成28年6月20日「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A